

◇自立支援医療の利用者負担

◎原則

- ・ 1割負担＋負担上限月額（一定所得以上は公費負担の対象外）
- ・ 入院時の食費については、入院と通院を公平にするため自己負担

| | 一定所得以下 | | 中間所得層 | | 一定所得以上 | |
|------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------|--|---|-------------------------------------|
| | 生活保護世帯 | 市町村民税非課税 本人収入≤80万円 | 市町村民税非課税 本人収入>80万円 | 市町村民税（所得割） <3万3千円 | 3万3千円≤市町村民税（所得割） <23万5千円 | 23万5千円≤市町村民税 （所得割） |
| 生活保護 0円 | 低所得 1 負担上限月額 2,500円 | 低所得 2 負担上限月額 5,000円 | 中間所得層 負担上限月額 医療保険の自己負担限度額 | | 一定所得以上 公費負担の対象外 （医療保険の負担割合 ・負担限度額） | |
| | | | | 重 度 かつ 継 続 ※1 中間所得層 1 負担上限月額 5,000円 | 中間所得層 2 負担上限月額 10,000円 | 一定所得以上（経過措置）※2 負担上限月額 20,000円 |

※1 重度かつ継続の範囲については以下のとおり

- ① 腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、又は肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ② 医療保険の高額療養費で多数該当の方

※2 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方は、2024年3月31日までの間は、自立支援医療の対象とする。

世帯の単位

住民基本台帳上の世帯ではなく、同一の医療保険に加入している家族を同一世帯とします。